

令和7年度（2025年度）函館市地域包括支援センター運営方針

地域包括ケアシステムは、住民の尊厳ある自立した生活を実現することを理念として、その地域の特性を活かし、さまざまな資源を有機的に組み合わせ構築されるもので、地域包括支援センターは、その中核的な機関となる。

この運営方針は、函館市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和7年度に取り組むべき重点事項および留意事項について示したものである。

1. 基本理念

高齢者がいきいきと暮らす，ふれあいと，ささえあいのまちをめざして

2. 事業内容および目標数値

（1）函館市福祉拠点運営業務実施要綱，函館市介護予防ケアマネジメント実施要綱，函館市生活支援体制整備事業実施要綱，函館市認知症初期集中支援推進事業実施要綱および函館市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱に基づき，以下の業務を効果的かつ効率的に展開する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

（ア）介護予防ケアマネジメント

② 包括的支援事業

ア 地域包括支援センターの運営

（ア）総合相談支援業務

（イ）権利擁護業務

（ウ）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

（エ）地域ケア会議推進事業

イ 生活支援体制整備事業

（ア）第2層生活支援コーディネーター業務

ウ 認知症総合支援事業

（ア）認知症初期集中支援推進事業

（イ）認知症地域支援・ケア向上推進事業

③ 任意事業

ア 住宅改修支援事業

(2) 包括的支援事業のうち、下記の事業については目標数値を設定する。

圏域	高齢者人口 推計 (R7.9 末)	包括的支援事業			
		実態把握	ケアプラン 指導研修 (合同・圏域)	地域ケア会議	
				個別ケース	地域課題
西 部	6,807 人	592 件	3 回	5 回	2 回
中央部第 1	7,886 人	686 件	3 回	5 回	3 回
中央部第 2	9,008 人	784 件	3 回	6 回	3 回
東央部第 1	10,955 人	953 件	3 回	7 回	4 回
東央部第 2	9,443 人	822 件	3 回	6 回	3 回
北東部第 1	7,257 人	631 件	3 回	5 回	2 回
北東部第 2	10,992 人	956 件	3 回	7 回	4 回
北東部第 3	11,497 人	1,000 件	3 回	8 回	4 回
北 部	9,449 人	822 件	3 回	6 回	3 回
東 部	4,638 人	404 件	3 回	3 回	2 回
合 計	87,932 人	7,650 件	30 回	58 回	30 回

(※1) 実態把握は令和7年度の高齢者人口推計に、令和3年度～令和5年度の高齢者人口に対する実態把握率の平均値 8.7%を乗じた。(小数第一位四捨五入)

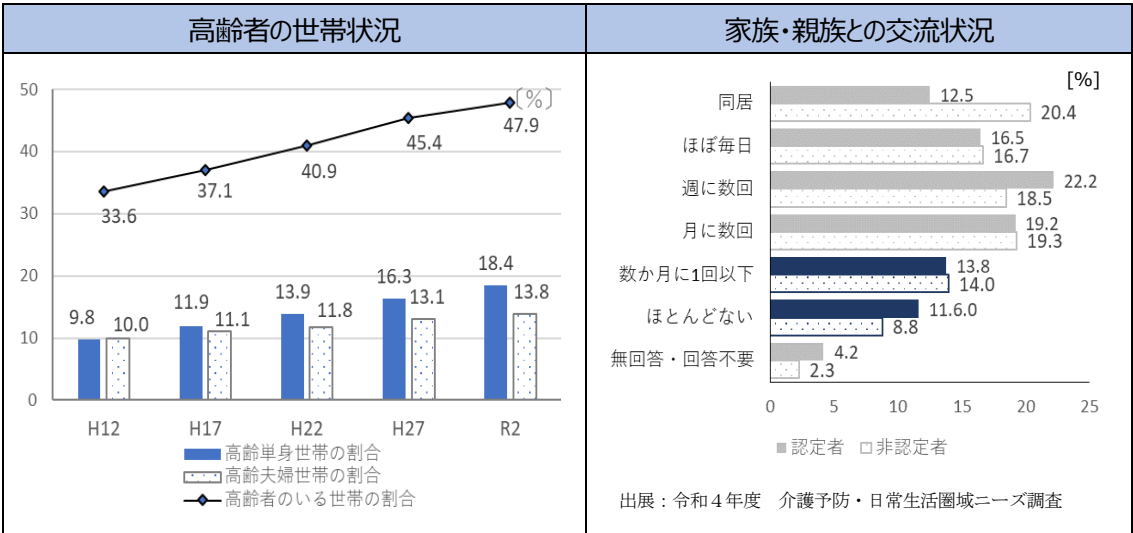
(※2) 地域ケア会議は、高齢者人口 1,500 人あたり個別ケースの検討を1回、同じく 3,000 人あたり地域課題の検討を1回実施する。(小数第一位四捨五入)

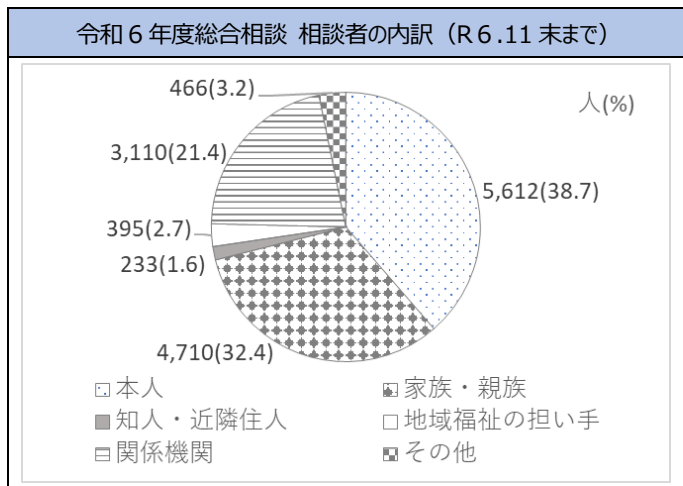
3. 函館市の現状

(1) 高齢者のみ世帯の増加

本市では、一般世帯に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯が増加傾向であり、今後、支援が必要な高齢者が増加する可能性がある。

また、高齢者の2割は、家族・親族との交流頻度が数か月に1回以下となっているが、総合相談の相談者は、「本人」に次いで「家族・親族」が多く、高齢者のみ世帯では、自ら支援を求めることが難しい、あるいは家族が異変に気づかないことなどにより、早期の相談につながらない事例もある。

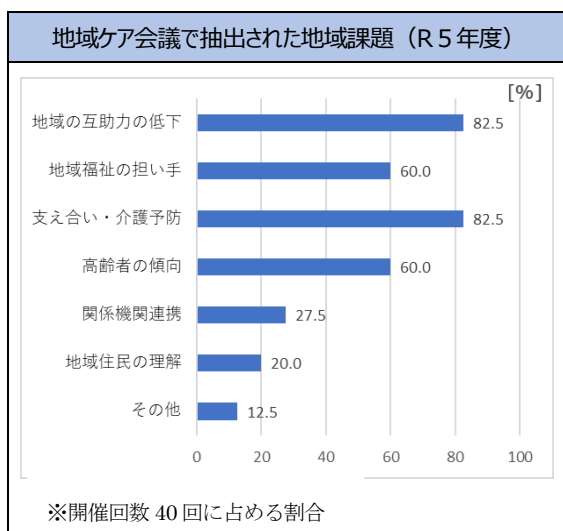
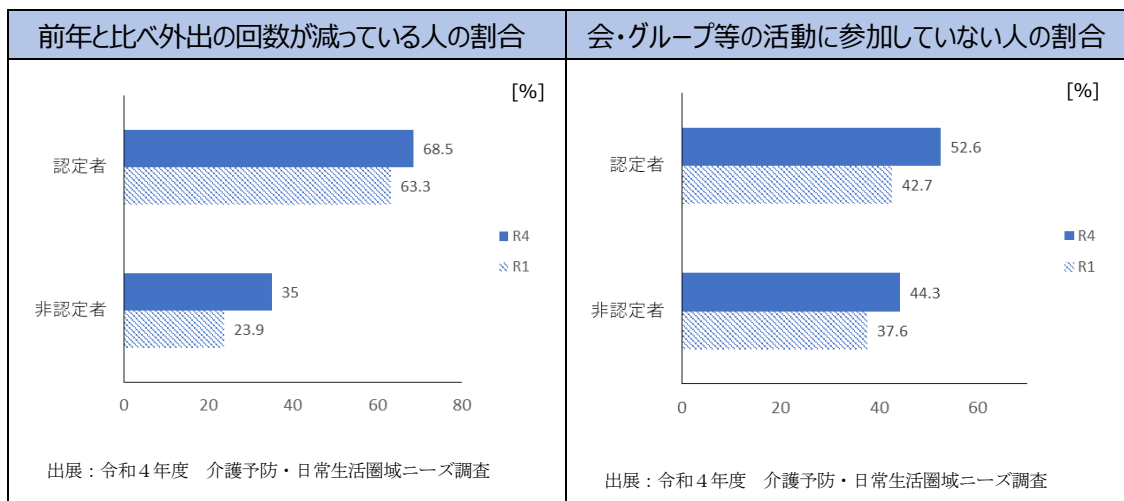




(2) 地域における互助力の低下

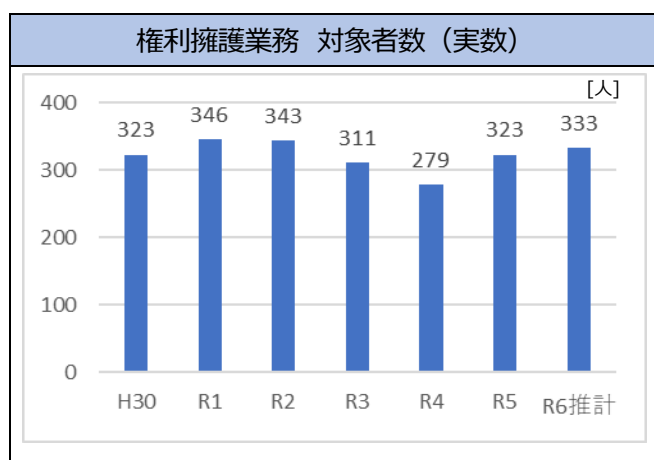
令和4年度の調査から、外出機会が減少したり、会・グループ（町会活動、趣味のサークル等）に参加していない高齢者が多いなど、地域との関わりが減少し、孤立する可能性が高い高齢者が増加している。最近でもコロナ禍の影響で外出の機会等が減少している高齢者が増加していると考えられる。

また、地域課題を検討する地域ケア会議で抽出された地域課題は、「地域の互助力の低下」が最も多く、地域での見守りや支援が受けにくい現状がある。



（３）問題が複雑化したケースの増加

センターが権利擁護業務で対応する対象者数はやや減少傾向で推移していたが、令和５年度は増加しており、世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり、様々な問題が絡み合って複雑化しているケース、早期に適切な支援が受けられていないケースが増加していると考えられる。



４．地域包括ケアシステムの構築方針（重要課題）

見守りや支援が必要な高齢者が増えているにも関わらず、地域の互助力が低下していることから、高齢者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう、以下を重要課題とする。

『地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりを行う』

５．重点取組事項

○ センターが、令和７年度に重点的に取組む事項は、次の（１）～（４）とする。

- （１）高齢者と関わりが少ない機関への地域包括支援センターの周知の強化
- （２）高齢者虐待防止に関する啓発の強化
- （３）地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発の強化
- （４）住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

（１）高齢者と関わりが少ない機関への地域包括支援センターの周知の強化

【現状・課題】

令和元年度から「地域包括支援センターの周知」を重点取組事項とし、センターと市が協働して、広く地域住民への周知を強化してきている。

その取組の効果として、地域の支援者（民生児童委員や町会役員等）の中で、「何かあったら包括へ」ということが広く認知され、速やかに地域の気になる高齢者についての相談がセンターに入り、連携した支援を行いやすくなっている。

令和６年度は、高齢者と関わりが少ない機関からの相談件数（総合相談支援業務・権利擁護業務）の増

加を目標に、どのセンターも広報紙や講師派遣の場等において、早期相談および早期対応の重要性や高齢者虐待の予防および早期発見の啓発を行うなど、積極的に周知を行い、実際に自立相談支援機関や障がい関係事業所からの相談がきっかけで早期対応に結びついた事例がある。

また、地域ケア会議における地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性の共有については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられてからは、少しずつ以前のような対面での会議形式に戻ってきており、参集者と地域の問題や見守りの重要性について共有を図ることができている。

さらに、センターの周知については、高齢者と直接的な関わりが少ないと考えられる機関（民間企業、学校、障がい者（児）関係機関等）に対し、センターの役割や早期相談および早期対応の重要性等についての周知を強化したことにより、気になる高齢者の相談がセンターに入り、早期の対応に結びついていた。支援を要する人を把握した際には、速やかにセンターに相談することができる地域づくりを行うため、取組を継続していくことが必要である。

【活動目標】

- ・高齢者と関わりが少ない機関（民間企業、学校、障がい者（児）関係機関等）に対し、センターについての周知を強化することで、高齢者と関わりが少ない機関からの相談件数（総合相談支援業務・権利擁護業務）が増加し、センターが早期に対応できる高齢者が増加する。

【活動内容】

- ・高齢者と関わりが少ない機関に広報紙を配布することで、センターの認知度を高める。
- ・地域課題を検討する地域ケア会議に関係機関以外の支援者になりうる人を参集し、地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性について共有する。
- ・民間企業や学校への講師派遣および認知症サポーター養成講座の場を活用し、センターの役割および早期相談・早期対応の重要性についての周知を行う。

（２）高齢者虐待防止に関する啓発の強化

【現状・課題】

住み慣れた地域での生活の継続のためには、問題を抱えた高齢者等に早期に支援を行うことが重要である。

本市では、地域ケア会議等を通して、高齢者等の異変に気づく可能性が高い立場にある地域の支援者と専門機関の連携強化に取り組んでおり、実際、地域の支援者からの相談や地域住民への相談の促しがきっかけとなり、センターが対応したケースは多くなっている。しかし、令和5年度は権利擁護業務の対象者が増加しており、その中でも高齢者虐待の対象者数が増えていることから、広報紙や出前講座の場等で高齢者虐待防止に関する啓発を行うほか、個別事例の支援時や地域ケア会議の場等で地域の支援者へ気になる高齢者がいないか声掛けをする等、支援が必要な高齢者の早期把握、見守り体制の強化が必要と考えられる。

【活動目標】

- ・高齢者の身近にいる人々や相談を受けやすい関係機関に対し、高齢者虐待防止に関する啓発を行うことで、高齢者の異変に気付いた支援者からの相談のタイミングが早くなり、センターが早期に対応することができる。

【活動内容】

- ・広報紙や講師派遣の場を利用し、高齢者虐待防止に関する啓発を行う。

- ・個別事例の支援時や懇談会等，地域の支援者とセンター職員が面談する際には，気になる高齢者等がいなか声掛けを行う。
- ・個別ケースを検討する地域ケア会議，ケアマネジメント支援の他，各種事業を通して，高齢者と関わりのある関係機関や介護支援専門員と早期相談のメリットや相談のタイミングについて共有する。
- ・地域密着型運営推進会議の場を活用し，気になる高齢者等の情報収集を行う。

（３）地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発の強化

【現状・課題】

認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう，地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及啓発の取組が求められている。

平成30年度以降は，認知症地域支援推進員の活動として，「認知症カフェ」の開催や開催への協力に取組んできたが，令和2年度からは，コロナ禍の影響で，出前講座や認知症カフェの開催が困難な状況となり，その分、広報紙やリーフレットの配布等に力を注ぎ，認知症に関することや初期症状の周知も意識的に行っている。また，新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行後は，カフェの再開とともに新規に設置し，開催数も増加している。

認知症ガイドブックについては，関係機関への配布を継続し，また，センター職員は，個別支援時においても常に鞆の中に認知症ガイドブックを準備し，必要時にいつでも取り出し，説明できるような工夫を継続している。

個別ケースを検討する地域ケア会議の場においては，認知症の方への見守り体制の構築の検討等を行っている。

今後も，地域住民に対し，認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を行うことは，認知症地域支援推進員の活動として継続して取り組む必要があり，また，認知症施策推進大綱において示されている，認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備に取り組んでいく必要がある。

【活動目標】

- ・認知症の正しい理解および地域の見守りの重要性についての普及啓発を強化することで，認知症の人の理解者・協力者が増加する。

【活動内容】

- ・地域住民に対し，広報紙やリーフレットの配布，出前講座や認知症サポーター養成講座，認知症カフェの開催により，認知症（とくに初期症状）および地域の見守りについての周知を図る。
- ・総合相談や介護予防ケアマネジメントにおける個別支援時および地域住民に対する普及啓発の実施時に，「知ってあんしん認知症ガイドブック（函館市認知症ケアパス）」を積極的に活用する。
- ・個別ケースを検討する地域ケア会議および地域課題を検討する地域ケア会議において，認知症の方への支援および地域での見守り体制の構築方法について検討する。

（４）住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

【現状・課題】

高齢者が「要介護」「要支援」の状態に至ることなく，住み慣れた地域で安心して生活するためには，単に運動機能や栄養状態といった心身機能の改善を図るだけではなく，日常生活の活動を高め，地域とのつながりの中で

役割を持つことが重要である。

これまで、健康づくり教室の自主化等を通し、住民主体の活動の場の拡充を進めてきた結果、自主活動グループ数は増加したが、途中から参加することへの抵抗が大きい、あるいは既存の場はあるが新たな参加者を求めているといった状況も見られ、新規参加者が減少し、グループ人数の減少が目立つ。しかし、自主活動グループに参加している方に対し、この活動が自身の介護予防につながっていることを伝えとともに、センターによる後方支援を通して助け合い活動等への参加の重要性の意識づけを行っており、今後も継続していく必要がある。

また、広く地域住民に対して広報紙やリーフレットを活用し、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性について啓発することも継続していく必要がある。

第2層生活支援コーディネーターとしての役割については、社会参加に意欲がある高齢者を既存の活動の場へつなげる支援や、第1層生活支援コーディネーターとの連携については課題が残る一方で、学校との連携や、福祉拠点として実施している地域活動の取組等を通じて、高齢者と地域との繋がりを実感しているセンターもある。

今後も、既存の活動を維持し、自主活動グループ参加者の中での助け合い活動を生み出すためには、高齢者の社会参加の促進のための意識醸成を図るほか、すでに活動に参加している方に対しても、住民主体の助け合い活動についての意識醸成を図ることにより、活動に参加する高齢者等を増やすことが必要である。

【活動目標】

- ・高齢者に社会参加や住民主体の助け合い活動についての意識醸成を図ることで、活動に参加する高齢者数が増加する。

【活動内容】

- ・地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座の開催により、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性についての周知を行う。
- ・セルフマネジメント支援を通して、自主活動グループ等の紹介やマッチングを行う。
- ・自主活動グループへの後方支援を通して、参加者に対し、社会参加や助け合い活動の実践についての意識づけを行う。
- ・第2層協議体（地域課題を検討する地域ケア会議）において、第1層生活支援コーディネーターと有機的な連携を図りながら、社会参加や住民主体の助け合い活動の促進について検討する。
- ・第2層生活支援コーディネーターとして、社会参加の意欲がある高齢者を既存の住民主体の助け合い活動の場へつなげる支援を行う。

6. 留意事項

（1）職員の資質向上

- ・センターは、地域包括ケア推進課と協働して策定した研修計画に基づき、職員の資質向上を行う。
- ・センターは、職員へスーパービジョンを活用し、サポート、指導を行う。

（2）他の関連事業との連携

- ・センターは、積極的に認知症初期集中支援チーム、第1層生活支援コーディネーター、函館市医療・介護連携支援センター等の関連事業との連携を図る。

（3）地域包括支援センター間および市との情報共有

- ・函館市地域包括支援センター連絡協議会が主催する管理者会議および職能部会等において、センター間および市との情報共有を行う。

- ・センターの管理責任者は全センターの管理責任者および地域包括ケア推進課と、定期的に情報共有するとともに、業務に関する協議を行う。

(4) 地域包括支援センターの活動計画と評価

- ・センターは、本運営方針および前年度の評価に基づき、所定の様式により、活動計画書を作成する。
- ・なお、活動計画を立案する際には、量的データや地区活動からの質的データから地域特性を把握するなど地域診断を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、センターの作成した活動計画書の内容について、センターの管理者等へのヒアリングを行い、各圏域の重点取組事項および評価方法等についての協議を行う。
- ・当該年度終了後、センターは活動計画の実施状況について評価を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、センターが作成した評価に基づき、センターの管理者等へのヒアリングを行い、目標数値の達成状況と評価内容の確認をするとともに、評価内容については、函館市地域包括支援センター運営協議会で協議を行う。

(5) 公正・中立性の確保

- ・受託法人は、公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。
- ・受託法人が指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一部委託する場合、特定の事業者に偏ることがないようにしなければならない。
- ・介護予防支援業務および介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）において利用調整をした同一法人（グループ）のサービス事業者の占有率は50%を上限とし、これを超える場合は指導の対象とする。同一法人のサービス事業者の利用割合は、事業評価により確認する。